



まなび通信

令和4年度第2回中丹はぐくみたい力育成会議(オンライン Zoom 会議)

令和5年3月6日(月)14:00~16:30 対象:管内小・中学校 副校長・教頭

子どもたちが安心して主体的に学びに向かい自己発揮するために、学校は安心・安全な場所でなければなりません。今回の会議では、「いじめ対応」について、管理職としての校内のシステム構築の重要性について学びました。

「いじめの初期対応で大切なことは何だろう。」「学校のいじめ防止基本方針をより実効性のあるものにするためには、どんな視点が大切なのだろう。」このような疑問や悩みについて、新堂・松村法律事務所の國本 大貴弁護士様に御講演いただきました。弁護士という立場だからこその視点から多くの学びを得られました。ここでは、その中でもいじめ発生時の対応と学校のいじめ防止基本方針の見直しのポイントについてお伝えします。

講演 「弁護士から見た学校
～法に則したいじめ対応について～」
新堂・松村法律事務所 弁護士 國本 大貴 様



1 いじめ発生対応に関する留意点

(1) 情報共有

これが1番大事。いじめの発見・通報を受けた教職員は、学校いじめ対策組織と情報共有して、学校の組織的な対応につなげる。

① 担任に抱え込ませない

例えば、休み時間に子どもたちがサッカーをしている時、一人の子に執拗にボールを当て続ける。それを見た教職員は注意して指導する。しかし、それだけでは不十分。加えてやるべきことは、記録して報告すること。そして校内のいじめ対策委員会で情報共有する。そうすることで、ちょっとしたことにも、教職員全員が気付くことができる。いじめアンケートを見ても、見過ごすことがある。しかし、情報共有できていればあの子のことじゃないかと感付くことができる。→ **相談体制の構築が重要**

② 専門家と連携する

いじめが疑われる時は出来るだけ早く SC、SSW、弁護士、医師等の専門家と連携する。その際に留意することは、単に専門家の意見を保護者にそのまま伝えるのではないということ。**あくまで学校が主体**であり、学校が専門家の意見を踏まえて、教育的観点で踏まえて組織的に判断する。

(2) いじめ実態の全容把握

① 学校が主導的に調査検討する

いじめの事実の有無の確認は非常に難しい。その中で留意するのは、「事実」と「評価」を分けること
「事実」としての5W1Hを正確に把握する。

例えば、〇時〇分に〇〇が〇〇に話しかけたが、来ないでと言われた。→**事実**

これは仲間外れである。→**評価**

② 具体的調査方法

組織的にアンケートの目的や時期を検討する。ヒヤリングはあくまで**事実**を聞き取る。心身の苦痛を感じている場合には、どんな行為によってなのかを聞き取る。

③ 事実認定

双方が認めていない時は特に事実と評価を分ける。加害者が覚えていないなど認めないときは認定できないと考えざるを得ないときもあるが、「本当か」と踏みとどまってほしい。他の児童生徒や教職員が見ていないか、アンケートや連絡帳などから類推できないか、限界はあるが幅広く調査することが大切である。

④ 調査結果の報告

調査報告は区切りを付ける意味でも時間を取って丁寧に保護者に行く。もしも分からなかったとしても、何をしてどんな理由で分からなかったのかを説明する。

(3) 被害者保護

学校が調査に乗り出したことで被害者にさらに増幅されたいじめが加えられないようにする。

(4) 加害者への指導

謝罪の場を設けることは非常に**慎重**に行う。これがトリガー(ひきがね)となって重大事態になることもある。大切なことは、いじめを二度と起こさないようにするために、どのような指導が必要かという教育的観点による指導。過剰な指導を行うことはいけない。どのような指導をしたかを記録に残すことも非常に大切である。

(5) 保護者対応

対応が後手に回ったり、説明を丁寧にしなかったりすると、保護者が、自分が主導して動かないと子どもにとって安心な場所にならないと思われ、過剰な要求につながることもある。保護者の意向に全て応えることが必ずしも子どものためにならないこともあることを念頭に置く。**子どもにとって最善の利益は何か**を考えて、必ず組織的に対応する。

2 学校いじめ防止基本方針の留意点

学校の実情に応じた対策を講じることが、最もいじめの予防・その後の対応に資するという考え方のもと、学校毎に基本方針を定める。

いじめ対応を実践し、又は実現可能かどうかを議論して、個別に修正していく。特に、情報共有といじめ調査については、**平時から準備**をしておかないと、いきなり対応することは不可能。保護者から、方針に従った行動ができていないと思われると思われると不信感につながる。

最後に、國本弁護士が話された内容が印象的でした。

「学校という社会は、全ての関係者が子どもの最善の利益という共通の目的のために行動する社会であり、そんなことは当たり前じゃないかと思われるかもしれないが、稀な社会である。大きな可能性を秘めている子どものためにという目的が一致している。そのためにも、システムの構築を行うこと、『連帯』することが重要視される」ということでした。

学校、家庭、地域等の子どもに関わる全ての大人が、立場の違いを越えて協働するシステムを構築することがどれだけ大切であるかを改めて感じました。

参加者の振り返り

- 生徒が安心安全に学校生活を送れるよう配慮が必要。特にいじめの問題ではいじめ防止基本方針を機能させることがいかに大切かを学んだ。基本方針にそって対応していくこと、組織的な対応、未然防止の取組など学校が主体的に取り組んでいくよう、再度教職員研修などで確認が必要と感じた。より時代に即した形になるよう見直しも必要である。
- 2点重要だと感じた。
 - 1点目は、事実をどう捉えるか。その目を養う必要があること。私自身、事実だけでなく、これまでの経験から憶測・希望的観測までを含めた事象の捉えになってしまうことがある。事実のみをどう整理していくかが、被害者に寄り添う態度につながっていくと感じた。
 - 2点目は、情報共有のシステムを作ること。正しく情報を共有しておかないと、初期対応での歪みになり、そのことが後々尾を引くことをこれまでも経験している。来年度に向けて、いじめ防止基本方針にその辺りをいかに位置付けるか考えていきたい。

宮下局長 講話



「豊かに学び続け
未来を拓く力をはぐくむために」

「人生100年時代、主体的に楽しんで学び、目標に向かって粘り強く努力し、新しい時代を創造するような人に育ってほしい」という願いを込めて、この度、この講話題である新たなコンセプトの下で中丹の教育を推進します。

副校長・教頭として、日頃から「自分が校長ならどう判断するか」を考え、学校教育目標や校長の思いを具現化してください。そのためには、建設的な内容を具体的に提案・提言していくことも必要です。

次年度に向けて自校の課題を明らかにし、「子どもの将来を見据えた系統的な教育」の視点を持って、改善に向けた具体的な手立てを検討していただきたいと思えます。

小嶋総括指導主事 講義



「令和5年度
中丹の教育の方向性」

令和5年度の学校教育取組の重点は、「学力」と「不登校」という現在の中丹の課題を踏まえ、「魅力ある学校づくり」のために、「課題解決型の学習の推進」と「不登校の未然防止と適切な対応」を両輪として重点的に取組を進めていきます。

人権教育を教育活動の基盤に据え、次年度新たに「幼児教育と小・中・高の接続を図る教育の展開」という柱を加えました。

これらを推進すべく、次年度も年間を通して局主催の会議・研修会を行いますので、復講も含めて各校の校内研修計画との効果的な関連を図ってください。

また、もうすぐ「中丹のまなび13」も皆様にお届けできると思えます。校内研修等で御活用ください。

次年度に向けて、今回の会議での学びが各校の学校運営に反映されることが、中丹がひとつとなって大きな推進力を生み出すことにつながります。お忙しい日々ですが、今年度のまとめをして次年度構想に生かしていただけますと幸いです。